

「税務調査手続の法定化等」

— 調査の事前・事後の手続き —

平成23年11月に国会において成立、12月に施行された「税務調査手続の法定化等」の調査手続について考えてみたいと思います。

1. 納税義務者に対する調査の「事前通知」

税務署長がその職員に税務調査を実施させる場合、調査対象者に対して、次の事項を含めた調査を行う旨の事前通知を行うことが定められました。

①調査の開始日、②調査を行う場所、③調査の目的、④調査対象となる税目、⑤調査対象となる期間、⑥調査対象となる帳簿書類等の物件、⑦その他、調査担当者の氏名・所属官署など

税務調査に際しては、従来から事前通知がなされていることが多かったため、実務上大きな変化が生ずることはないものと思われます。

2. 調査終了時の手続

税務職員が税務調査を終了する際に、調査対象者に対して行うべき手続について、態様別に次のような規定が設けられました。

① 非違事項が認められない場合

税務署長は、調査対象者に対していわゆる是認通知（その時点において更正決定等をすべきと認められない旨の書面の通知）を行います。

② 非違事項が認められた場合

税務職員は、更正決定等をすべきと認められた額とその理由などに関する調査結果の内容を調査対象者に対して説明します。この場合、税務職員は、調査対象者に対して修正申告等の勧奨を行うことができ、また、調査結果に関して修正申告書を提出した場合などの法的効果を説明し、その旨を記載した「書面」を交付しなければなりません。

3. その他の改正と適用時期

この他にも、質問検査権等に関する規定の横断的整備や提出物の留置きに関する定めが設けられています。なお、平成25年1月1日以降に行われる税務調査について適用されます。

ナマの税務相談室

Q このたび私の友人の娘さん家族が福島での原発事故に伴う放射性物質の拡散で避難生活を余儀なくされています。そして、子供の将来を考え、それに現在福島の居住家屋は借家なので他県に居住することを考えています。

A それは本当に大変な災難に遭われましたね。特に小さいお子さんがいらっしゃるご家族は今回の放射能問題は本当に深刻ですね。

Q 今日お伺いいたしましたのは、友人夫婦が娘さん家族のことを心配して、他県に移るのは仕方がないけれども、もしそこで落ち着いて居を構える決意がいたら、住宅建築を資金面で援助したいと言っております。

A それはとても有り難い話ですね。折角のご両親のお気持ちでしょうから。

Q 聞くところによりますと、税制面でいろいろあるようですが、素人にはよく分か

りません。

A 確かにケースバイケースで複雑です。単純な金銭贈与もありますし、相続時精算課税制度という

税制独特の制度を利用する方法もあります。

住宅建築の予算規模や子供さんの貯蓄有り高、また、ご両親の資金援助可能額等々によりいろいろ考えられますが、具体的にはどのような状況ですか？

Q 具体的には、お父さんから2,000万円、お母さんから1,000万円と聞いています。

A 平成24年度税制改正で住宅資金贈与の非課税枠は1,000万円ですが、省エネ・耐震性住宅を建築する場合は1,500万円まで非課税です。非課税枠を超過する金額は相続時精算課税制度の2,500万円非課税枠を使えばご両親の3,000万円は非課税ですね。

いろいろ適用要件はありますが、基本的にはそれで良いといえます。

ナマの税務相談室

税制と親の愛で 希望の灯